

「指定短期入所生活介護」

ショートステイ ル・ソレイユ

重要事項説明書

(令和6年4月1日現在)

当事業所はご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明いたします。

目次

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 居室の概要	3
4. 職員の配置状況	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	4
6. 苦情の受付について	9
7. 緊急時の対応方法	10
8. 事故発生時の対応	10
9. 非常災害対策	10
10. 個人情報の取扱いについて	10
11. 第三者による評価の実施状況	11

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 丹原福社会
- (2) 法人所在地 愛媛県西条市丹原町今井457-1
- (3) 電話番号 0898-76-2111
- (4) 代表者名 理事長 宮田 須
- (5) 設立年月日 平成16年8月9日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護事業所
※当事業所は特別養護老人ホーム ル・ソレイユに併設されています。

(2) 事業所の目的

指定短期入所生活介護は、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、短期入所生活介護サービスを提供します。

- (3) 事業所の名称 ショートステイ ル・ソレイユ

- (4) 事業所の所在地 愛媛県西条市丹原町今井457-1

- (5) 電話番号 0898-76-2111

- (6) 事業所長（管理者）氏名 宮田 和代子

(7) 当事業所の運営方針

良好な環境の中で自己決定に基づく日常生活の介護、リハビリ、生活指導等を通じ、明るく、楽しく、老人が安心して暮らせる施設作りをする。

- (8) 開設年月日 平成16年7月23日

(9) 営業日及び相談受付時間

営業日	年中無休
相談受付時間	月～金 8：30～17：30

(10) 利用定員 20名（1ユニット定員10名、2ユニット）

但し、本体施設の特別養護老人ホームの空床利用の場合はこの限りではありません。

3. 居室の概要

(1) 当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、全室個室となっております。

居室・設備の種類	室数	備 考
個室（1人部屋）	20 室	
食 堂	2 室	
機能訓練室	2 室	
浴室	2 室	機械浴・特殊浴槽
医務室	1 室	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所に必置が義務付けられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。ただし、食費・居住料・居室の電気代は別途いただきます。

※居室の変更：ご契約者からの居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でのその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。

(2) 介護保険の給付対象とならない施設・設備等ご利用の際には、ご契約者に別途利用料金をご負担いただきます。食費・居住費はサービス利用料金表の(2)介護保険の給付対象とならないサービスをご参照下さい。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対してサービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。また、下記の表は特別養護老人ホームと、短期入所生活介護事業所の人員を合わせて表記しております。

<主な職員の配置状況>

職 種	人 員				計 (人)	指定 基準 (人)
	常勤		非常勤			
	特養	短期	特養	短期		
施 設 長	1（兼務）				1	1
生 活 相 談 員	1	1			2	1
介護支援専門員	1				1	1
管 理 栄 養 士	1（兼務）				1	1
機能訓練指導員	1				1	1
看 護 職 員	3	2	3		8	3
介 護 職 員	2 7	8	1 3	1	4 9	2 1
医師（委託）			1		1	必要数
事務員	2				2	必要数

<主な職員の配置状況>

<各ユニットにおける主な職種の勤務体制>

職 種	勤 務 体 制
1. 医師	毎週火曜日 13:00～17:00
2. 看護職員及び 介護職員	日中 6:00～15:00 7:00～16:00 8:00～17:00 9:00～18:00 10:00～19:00 11:00～20:00 夜間 15:00～24:00 0:00～9:00 ※上記時間で交代勤務を行っております。
3. 介護支援専門員	土日祝祭日を除く毎日 8:30～17:30
4. 生活相談員	土日祝祭日を除く毎日 8:30～17:30
5. 管理栄養士	土日祝祭日を除く毎日 8:30～17:30
6. 機能訓練指導員	土日祝祭日を除く毎日 8:30～17:30
6. 宿直者	毎日 17:30～ 8:30

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

- (1) 介護保険の給付の対象となるサービス (契約書第4条参照)

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常 9 割、8 割または 7 割）が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

①入浴

- ・入浴は利用者の希望があるときは、いつでも行えます。また、随時清拭を行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

②排泄

- ・排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

③機能訓練

- ・介護職員、看護職員などが協働して、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

④その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

<サービス利用料金>（契約書第 8 条参照）

別紙料金表により、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第 5 条、第 8 条参照）

別表のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 ヶ月前までにご説明します。

（3）利用料金のお支払方法（契約書第 8 条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1 ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月 20 日までに以下のいずれかの方法でお支払ください。

ア．下記指定口座への振込 伊予銀行 丹原支店 普通預金 1 3 2 7 9 7 4
イ．銀行（愛媛県内に本店のある）、農協からの自動引落による支払い （利用月の翌月 20 日（土、日、祝祭日の場合は翌営業日）に手続きを行った口座より自動引落となります。なお、手続きには 2～3 ヶ月かかる場合もあります。）

（４） 利用の中止、変更、追加（契約書第 9 条参照）

○利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者申し出てください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	自己負担相当額

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご契約者に提示して協議します。

○ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

6. 苦情の受付について

（１）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。また、苦情受付ボックスを 1 F 及び 3 F に設置しています。なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。なお、受け付けた苦情は、別途定める「苦情解決規程」に基づき対応いたします。

○苦情受付窓口

（責任者）〔職務〕 施設長 宮田 和代子

（担当者）〔職名〕 生活相談員 白石 真由美

○受付時間 土日祝日を除く毎日 8：30～17：30

○電話受付 0898－76－2111

また、苦情解決等については、（別紙 1）のとおりとなっております。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

西条市長寿介護課	西条市明屋敷164番地 0897-56-5151 月～金（祝日・12/29～1/3 除く）8:30～17:15
国民健康保険団体連合会	松山市高岡町101番地1 089-968-8700 月～金（祝日・12/29～1/3 除く）8:30～17:15
愛媛県社会福祉協議会	松山市持田町3丁目8-15 089-921-8344 月～金（祝日・12/29～1/3 除く）8:30～17:15

7. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医・救急隊・ご家族・居宅介護支援事業者等へ連絡を致します。

8. 事故発生時の対応

ご契約者に対して施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、ご契約者のご家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。ご契約者に対して施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

9. 非常災害対策

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、又消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行っています。

- (1) 防火管理者は、併設の特別養護老人ホーム施設長宮田 和代子を当て、火元責任者には部署の代表者を当てる。
- (2) 始業時・終業時には、火災危険防止の為、自主的に点検を行う。
- (3) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際には防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備には常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限度にとどめるため、自衛消防団を編成し、任務の遂行にあたる。
- (6) 防火管理者は、職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ・防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難） 年2回以上
 - ・利用者を含めた総合訓練 年2回
 - ・非常災害用設備の使用方法的徹底 随時
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

10. 個人情報の取扱いについて

ご契約者、及びご家族の個人情報につきましては、次の事項に従い必要最小限の範囲内で使用、提供、または収集させていただきます。

(1) 個人情報の利用期間

介護サービス提供に必要な期間及び契約期間に準じます。

(2) 個人情報の利用目的

- ① 介護保険における介護認定の申請及び更新、変更のため
- ② ご契約者に関わる介護計画（ケアプラン）を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため
- ③ 医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体（保険者）、その他社会福祉団体等との連絡調整のため
- ④ ご契約者が、医療サービスの利用を希望している場合及び主治医等の意見を求める必要がある場合
- ⑤ ご契約者の利用する介護事業所内のカンファレンスのため
- ⑥ 行政の開催する評価会議、サービス担当者会議
- ⑦ その他サービス提供で必要な場合（施設広報紙において氏名、写真の掲載等を含む）
- ⑧ 上記各号に関わらず、緊急を要する時の場合

(3) 個人情報の使用条件

個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外決して利用しない。また、利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らさない。

11. 第三者による評価の実施状況について

第三者による評価の実施状況	1	あり	実施日
			評価機関名称
			結果の開示 1 あり 2 なし
	②	なし	

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定短期入所生活介護事業所	ル・ソレイユ	
説明者職名	氏名	印

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

また、市町村、居宅介護支援事業所及びサービス担当者会議等において必要な場合により、利用者及びその家族の個人情報を用いることに同意いたします。

利用者住所	氏名	印
-------	----	---

家族住所	氏名	印
------	----	---

(別紙 1)

介護サービスに関する苦情解決の仕組

